

告 示

埼玉県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により蕨市から蕨都市計画蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司